

第 1 4 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（上月委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

報告第 1 5 号「令和 5 年度教育委員会関係補正予算について」は市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) はじめに、日程第 1、第 1 4 号議案「令和 6 年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員人事担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 新旧対照表ですが、具体的にどのようなところが変更されたんでしょうか。

教職員人事担当課長) 具体的には、(1) ①は、県の表現が変更になったことで変えているところもあります。定年引上げ等が今年度、本格的に始まり、61歳になりますので、括弧を外して変えたところが 1 つあります。

もう 1 つは、市町間の人事交流を活発にするよう県からの指示を受けておりますので、そこを追記したところです。

教 育 長) 再任用から暫定再任用に変わりましたが、そのことを説明

してもらえますか。

教育部長) 今までは60歳で定年でした。そこから65歳までは再任用でした。ところが定年が引き上げられたことに伴い、その間が、今までは「再任用」と言っていたものが、「暫定再任用」に呼び方が変わったということです。

それに伴い、いろいろな呼び方が変わっています。定年が65歳になって、だけど62、3歳で辞められる人もいるので、その場合の呼び方は「定年前再任用」で「定年前再任用短時間勤務」など、その働き方によって呼び方が何パターンかできてしまったということで、前は「定年」「再任用」だけだったものが、正規の「定年」と、65歳までの間を「暫定再任用」という呼び方になったというものです。

河盛委員) 「特定管理職」とは、どういう人のことでしょうか。

教職員人事担当課長) 「特定管理職」は、本来、60歳で管理職の役職は定年になるのですが、定年が61歳に伸びたので、役職の定年を延長して管理職をやってもらう方を「特定管理職」と呼ぶようになりました。

河盛委員) これ、65歳以上はそういうものはないですね。

教育部長) はい。名前の呼び方が変わったと理解していただくのが、一番分かりやすいと思います。

河盛委員) 今までも校長とか、ちょっと延長してされたような気がしたのですが。

教育長) 今までは退職し再任用としていました。

河盛委員) 分かりました。

教育長) 教育部長が説明したように、5年間ほどは階段状になって

いるので、辞め方のパターンも違ってくるので、該当の方には丁寧の説明してください。

また、異動も、今までであれば60歳で定年となり、58歳であれば異動はしにくかったんですが、62、3歳まで延長となると、その期間を含めて異動を図ってもいけます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 　　ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) 　　次に、日程第2、報告第15号「令和5年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年育成課長) 　　〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 　　説明が終わりました。質疑はございませんか。

質問ですが、丹波少年自然の家事務組合で働いていた人が関係する地方公共団体に任用されることはありますか。

青少年育成課長) 　　事務組合の解散に当たり、関係地方公共団体に事務組合の職員を対象に採用試験を実施し、関係地方公共団体に採用が決まった方もおられると聞いております。

教 育 長) そのときに退職金などは割愛とか、そういうことはしない
ですか。

青少年育成課長) 丹波少年自然の家事務組合は、兵庫県市町村職員退職手当
組合に加入しています。新しく採用する地方公共団体が、県の
退職手当組合に加入している場合、在職期間を引き継ぐ形にな
っております。

教 育 長) 割愛してあげると有利になると思いますね。

青少年育成課長) 丹波少年自然の家事務組合の加入期間も含めて、将来退職
手当を受け取れるようになっておりまして、その差額について
は、各関係地方公共団体で負担する形を取っています。

森 川 委 員) 解散に伴う負担金は、今回のもので最終になるんでしょう
か。今後、また負担金が発生する可能性はあるのでしょうか。

青少年育成課長) 今回で最終ということで、今後、発生することはございま
せん。丹波少年自然の家事務組合が解散し、新たに事務を承継
する丹波市が地元との契約行為等も行うので、令和6年3月末
の時点で、丹波市以外の9市町につきましては、法的な関係も
一切解消される形になります。

森 川 委 員) 以前、地元との間で、丹波少年自然の家事務組合が解散す
るときに原状回復して更地にして返すかどうかという話を聞いた
覚えがあるんですが、その辺の話はうまくいっているのです
か。将来的に、原状回復するとき、また莫大な費用がかかっ
てしまうとか、そういう点はどうでしょうか。

青少年育成課長) もともと丹波少年自然の家ができたときの地元との契約が、
「借地を返還するときは現状のまま」となっていたのですが、
当初は、返還するのであれば更地にして返還すべきじゃないか、

そういった負担ができるのか、できるとしたらどういった金額が妥当かなどについて、協議しておりました。

丹波市が、今の土地や建物を引き継ぎますと手を挙げられました。地元も、更地で何も無いよりは賑わいがある施設があったほうが良いということもございましたので、丹波市が今回の精算金等を含めて、施設を承継する形となりました。

上月委員) 今のことと関係しているかもしれませんが、5ページの財産処分に係る負担金、もう少し内容を教えてください。

青少年育成課長) 丹波市が施設を承継するに当たって、これまで計画的に施設の補修や改修ができてなかった部分と、この協議が始まってから、さらにそれが止まってしまったので、その相当分については、本来であれば各市町が負担する部分だから、それは出した上で、丹波市に承継するべきではないかということで、その金額はどれぐらいが妥当かで協議を行いました。更地にして返す金額よりも、最低限の補修をした金額のほうが低い金額になるため、それであれば、各市町も問題ないという話になり、最終的に、この金額を財産処分の金額とすることに決まったということです。

教育長) 各市町でいろんな意見があった中で、どちらがよいかと判断したら、最低限の補修をして丹波市に承継する方がよいということになったということですね。

青少年育成課長) 各市町の意見がなかなかまとまらなかったのですが、市民の方にも、それであれば十分説明できるということで、各市町合意し、ようやく決まったということです。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第15号「令和5年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言